



大山町農業委員会告示第2号

令和8年1月13日

大山町農業委員会
会長 江原 宏昭



共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、鳥取県農業農村担い手育成機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	貸借の相手方
大山町宮内字押平 966 番	田	1,028	使用貸借権	水稻	R8.4.1	14 年 10 ヶ月	無償	

- 2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、鳥取県農業農村担い手育成機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。